

「文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめ」に対する意見書

2013年（平成25年）10月23日
日本弁護士連合会

文化審議会著作権分科会出版関連小委員会中間まとめ（以下「中間まとめ」という。）において示された各論点について、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

1 出版者への権利付与等についての方策（「中間まとめ」第3章【13頁～17頁】）

我が国における電子書籍の流通と利用の円滑化及びインターネット上の海賊版に対する方策を講じ、我が国の電子書籍市場が健全に発展するために、出版者への権利付与等を行うこと並びにその方策として、新たに電子書籍に対応した出版権を創設することについて賛成する。

中間まとめにおいて検討された4つの方策のうち、著作隣接権の創設については、著作権者とは別に出版者に独立した権利を自動的に付与するものであり、著作権者の意思に反して権利行使される可能性や権利者数の増加による権利関係の複雑化、権利処理コストの増大等の弊害が予想されるため反対である。訴権の付与については、著作物の取引全般にかかるものであるだけでなく、特許権等やその他の知的財産権との平仄（産業構造審議会知的財産政策部会「特許制度に関する法制的な課題について」（平成23年2月）を参照。）、我が国の私法体系全般との整合性についても議論が及ぶ可能性があり、短期的に法文化することは困難であると考える。また、現行法における著作権譲渡契約等による対応については、我が国の著作者と出版社の慣行上困難であると考える。

これに対し、新たに電子書籍に対応した出版権を創設することは、現行法の出版権制度と類似しており、また、著作者の意思に従って設定を行うことが可能であるから、電子書籍の流通と利用の円滑化及びインターネット上の海賊版に対する方策に対応するという目的に最も適するものと考える。

2 電子書籍に対応した出版権の主体の在り方（「中間まとめ」第4章第2節1、2【19頁～22頁】）

電子書籍に対応した出版権の主体を、現行の出版権を有している出版者に限らず、著作物を電子書籍として電子出版することを引き受ける者（電子出版のみを行う者を含む。）とすることに賛成する。

なお，電子書籍に対応した出版権の設定を認める場合，現行の出版権と一体化した権利として制度設計するか又は別々の権利として制度設計するかについては，それぞれ一長一短があること，一体化した権利とした場合も特約によって紙の出版のみ又は電子出版のみという出版権の設定も可能であり，他方，別々の権利とした場合も特約により同一の者に対し一体的に設定することは可能であることから，実務上はどちらの制度設計としても，両者の間には原則・例外の関係が異なるだけであると考えられる。したがって，いずれの方法をとるかは，実務慣行や契約意識などに十分配慮しつつ，今後の審議に委ねるのが適当であると考える。

また，紙の出版と電子出版を一体化した権利として制度設計する場合には，「中間まとめ」に記載されているように，個人の作家がほとんどであり必ずしも契約や法律関係に慣れていない者が多いと思われる著作権者に対して，契約の範囲を明確に説明する，一定のガイドラインを作成する，契約を巡る紛争処理のための仲裁機関を設ける等，紙の出版と電子書籍に対応する出版とを別々に設定することが可能であるという選択権の行使を十分に保障する運用が必要である。

なお，紙の出版と電子出版を一体化した権利として制度設計するか別々の権利として制度設計するかにかかわらず，一方の義務違反が他方に及ぼす法的効果についても実務慣行や当事者の意識を十分に検討しつつ，明確に分かるように制度設計すべきである。この点については具体的な立法化までに更なる検討が必要である。

3 電子書籍に対応した出版権の客体の在り方（「中間まとめ」第4章第2節3【2頁】）

電子書籍に対応した出版権の客体を，現行の出版権の対象となっている文書又は図画に相当するものとすることに賛成する。なお，CD - ROM，DVD 等の記録媒体により提供されるものを，現行の出版権に含めるか否かについて更なる検討が必要である。

4 電子書籍に対応した出版権に係る権利の内容の在り方（「中間まとめ」第4章第3節1，2【23頁】）

電子書籍に対応した出版権に係る権利の内容を，電子書籍の作成等に必要な範囲での複製権及び公衆送信権とすることに賛成する。

5 「特定の版面」に対象を限定した権利の付与の是非（「中間まとめ」第4章第

3 節 3 【23 頁～29 頁】)

「特定の版面」に対象を限定した権利を法制化しないことに賛成する。なお、出版物（特に雑誌）をデッドコピーしたインターネット上の海賊版への対策を講ずるための方策について実効性が伴うよう更なる検討が必要である。中間まとめでは雑誌の発行期間等に合わせた短期間の存続期間の設定という対応案も提案されていたが、電子書籍に対応した出版権の存続期間満了後は、損害賠償はともかく差止請求を行うことができず、法的な実効性に疑問がある。

6 出版権者による再許諾、電子出版の義務・消滅請求について、その他（「中間まとめ」第4章第4節、第5節、第6節【29頁～32頁】）

(1) 電子書籍の流通と利用促進の観点から、電子書籍に対応した出版権の設定を受けた者は、電子書籍の配信について、著作権者の承諾を得て、第三者に許諾することを認めることに賛成する。また、著作権者としては電子書籍に対応した出版権者以外の第三者が配信者となるか否かは重大な関心事項であるため、著作権者の承諾を得た場合に限り再許諾可とすべきである。

紙の出版について現行の出版権では再許諾が認められてない（第80条第3項）が、単行本と文庫本との他社における出版の競合というような実態に合わせ、現行の出版権の規定を変更し、紙の出版についても、著作権者の承諾を得た場合には、出版権者が第三者に許諾を可能とすることについて賛成する。

(2) 現行の出版権と同様、電子書籍に対応した出版権についても、権利を付与する場合には、それに対応した義務を負うことが適当である。すなわち、一定期間内に電子出版する義務、慣行に従い継続して電子出版する義務など電子書籍に対応した出版権の趣旨や性質を踏まえた義務を出版権者に課すことに賛成する。なお、その義務の内容については電子出版の特徴を考慮の上更なる検討が必要である。

(3) 現行の出版権と同様、出版権者の義務違反の場合又は著作物の内容が著作者の確信に適合しなくなった場合に、消滅請求を認めることに賛成する。なお、上記「2」で指摘したとおり、紙の出版と電子出版との権利の片方の義務違反の法的効果をもう片方に及ぼして消滅請求を認めるか、あるいは片方の義務違反の法的効果は他方に及ぼさず当該義務違反のあった権利のみ消滅請求を認めるかについては、法理論的な帰結というよりもどちらが望ましいかを検討したうえで制度設計において決することであるから、実務慣行・当事者の意思を考慮しつつ、更なる検討を行う必要がある。また、いずれの制度設計を取ろうとも、実務が混乱することのないよう、条文上明確に規定すべきである。

- (4) 現行の出版権と同様，電子書籍に対応した出版権の存続期間は，原則として設定行為（契約）で定め，設定行為に定めがないときは，最初の電子出版後一定期間を経過した日に消滅することに賛成する。なお，一定期間については，電子出版の特徴を考慮の上期間を決定すべきである。
- (5) 現行の出版権と同様，電子書籍に対応した出版権についても，電子書籍に対応した出版権の権利内容に合わせて制限規定を整備することに賛成する。
- (6) 海賊版対策には電子書籍に対応した出版権の登録は不要であるものの，電子書籍の流通を促進するためには，権利の明確性を確保する必要性が高いため，現行の出版権と同様，電子書籍に対応した出版権についても，対抗要件である登録制度を整備することに賛成する。なお，現行の登録制度は出版権を含め必ずしも活発に利用されていない。これは，権利の性質・登録の効果に比べて，登録手続が煩雑であること，登録料が高額（出版権設定登録の場合3万円）であること等が理由であると考えられる。また，電子書籍の流通を促進するためには利用者が容易に権利情報にアクセスできることが必要である。よって，現行の出版権の登録も含めて，より利用しやすい制度となるよう，電子申請等申請方法の簡便化，登録料の低額化，登録情報のインターネットによる簡便な検索方法の実現及び詳細な公示等の方策が必要である。

以上